

2010

7

目次  
CONTENTS

- |   |                            |    |                  |
|---|----------------------------|----|------------------|
| 2 | 議会 第2回定例会                  | 9  | 協働のまちづくり Q&A     |
| 4 | 平成22年度<br>介護保険料を8月に通知します   | 10 | まちの話題            |
| 6 | 区長・副区長さんを紹介します             | 12 | Information      |
| 7 | 特別児童扶養手当                   | 14 | 茨城県ドクターヘリ運航開始 ほか |
| 8 | 児童扶養手当が<br>父子家庭の皆様にも支給されます | 16 | さわやかさん、表紙の裏側 ほか  |



みんなでおそうじ もうすぐプールだね♪ (菅谷幼稚園)

# 平成22年第2回那珂市議会定例会

第2回  
定例会

6月1日から6月11日の11日間の会期で開催

市長提出議案は、報告9件、条例の一部改正・廃止7件、平成22年度補正予算2件、その他6件、合わせて24件です。審議の結果、全議案について原案のとおり可決されました。



## 行政概要報告

### ■ひまわりバスについて

移動手段を持たない高齢者などの身近な足として導入した、コミュニティバス『ひまわりバス』の出発式を4月1日に行いました。土・日・祝日および年末年始を除く月曜日から金曜日に、地区10コースおよび循環3コースで運行しております。

### ■グループ制について

一層の市民サービスの向上を目的として、市民ニーズに即応した簡素で効率的・効果的な行政システムを確立するため、平成22年4月から全庁的にグループ制を導入しました。

### ■協働のまちづくりについて

協働のまちづくりを推進するため、「自治会および地区まちづくり委員会」の設置にむけて、市内8地区に「市民自治組織準備委員会」を組織しました。今後は、地区のかたがたと地域まちづくりサポート職員とともに会議を開催してまいります。

### ■旅券事務について

平成21年6月から開始した旅券事務につきましては、1年が経過した5月末現在で、申請が1377件、交付が1308件、紛失届が10件となっております。

### ■自主防災組織について

五台地区11区のうち田向区、後台3区および東木倉区において、自主防災組織が3月に結成され、市内の組織数は10となりました。五台地区では、残る8区につきましても、今年度中の結成に向けて活動を進めております。

### ■子ども手当について

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを目的として、平成22年4月から、児童手当に代わり子ども手当を支給します。受給対象者が中学生まで拡大されたことに伴い、新規該当者に対して申請書の発送および受付を行い、6月10日支給に向けて準備を進めております。

### ■八重桜まつりについて

今年度は天候不順の影響で例年よりも開花が遅れたため、「八重桜まつり」の期間を当初の予定より延長し、5月5日まで19日間にわたり開催しました。連休中は好天にも恵まれ、来園者数は9万1千人となりました。

### ■しどりの湯保養センター管理事業について

平成20年4月から、那珂市社会福祉協議会に指定管理者の委託をしております「しどりの湯保養センター」

では、4月11日に利用者数が10万人に達しました。

### ■那珂市土地開発公社について

平成21年度那珂市土地開発公社事業報告および決算ならびに平成22年度那珂市土地開発公社事業計画および予算につきまして、地方自治法第221条第3項、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項および第3項の規定に基づき報告を受けました。

### ■市街地整備事業について

杉原地区まちづくり事業につきましては、道路改良工事(303m)を4月に発注しました。

下菅谷地区まちづくり事業につきましては、道路改良工事(209m)および舗装工事(220m)を5月に発注しました。

都市計画道路上宿・大木内線街路事業につきましては、用地測量および設計業務委託を4月に発注しました。

上菅谷駅前地区土地区画整理事業につきましては、実施計画および事業計画画業務委託を5月に発注しました。

### ■教育環境の整備について

戸多幼稚園および木崎幼稚園の芳野幼稚園への統合に伴い、両園の閉園式を3月24日に実施しました。ま

た、瓜連中学校屋内運動場の改築工事が完成し、内覧会を3月27日に実施しました。

### ■瓜連地区公民館施設等の地区移管について

瓜連中公民館の撤去工事が3月末に完了しました。残る7つの瓜連地区公民館施設および平野コミュニティセンターにつきましては、4月1日付けで各地区へ無償譲渡し、移管手続きを完了しました。

### ■消防業務について

3月1日から5月31日までの消防訓練指導につきましては、事業所や学校等を対象に21回行い、2805人が参加し、防火防災知識の修得と防火意識の向上を図りました。また、普通救命講習会を8回行い146人が修了し、応急手当の普及に努めました。

火災出場件数につきましては、建物4件、その他が4件、合計8件、救急出場件数につきましては、急病が224件、交通事故が77件、その他が122件、合計423件となっております。

平成22年6月1日

那珂市長 小宅 近昭



## 市長提出議案

### 全議案可決

#### ◎専決処分

那珂市税条例の一部を改正する条例／那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例／那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例／平成22年度那珂市一般会計補正予算(第1号)／平成22年度那珂市老人保健特別会計補正予算(第1号)／損害賠償補償事故の賠償額の決定

#### ◎報告

平成21年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について／平成21年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について／平成21年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

#### ◎条例の一部改正・廃止

那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例／那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例／那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例／那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例／那珂市放課後学童保育条例の一部を改正する条例／那珂市介護保険条例の一部を改正する条例／那珂市はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業実施条例を廃止する条例

#### ◎補正予算

平成22年度那珂市一般会計補正予算(第2号)／平成22年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)

#### ◎その他

工事請負契約の締結について(額田小学校耐震補強工事(第2期))／物品売買契約の締結について(救助工作車購入)／市道路線の認定について／人権擁護委員の推薦について／工事請負契約の締結について(鴻巣地区農業集落排水処理施設機械電気設備工事)

#### ◎同意

那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について

## 可決された議案から

### ■那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

医療福祉費支給に関する条例とは、通称「マル福」制度について定められている条例です。今回の改正点は次の2つです。

- 1 「乳幼児マル福」を「小児マル福」と改め、受給対象者を小学3年生修了前(9歳に達する日以後の最初の3月31日)まで拡大するものです。  
※「小児マル福」とは、お子さんが安心して医療機関にかかれるよう、医療費(外来、入院とも)の一部を助成する制度です。これまでの対象者は未就学児までとしていました。
- 2 「学齢児童等マル福」の受給対象者を小学4年生から中学校修了前までに改めるものです。  
※「学齢児童等マル福」とはお子さんが医療機関に入院した場合その医療費(外来は除く)の一部を助成する制度です。これまで小学1年生から中学校修了前までとしていました。

これらの改正は平成22年10月1日から施行されることになります。

# 平成22年度介護保険料を8月に通知します

介護保険は、介護が必要になっても、介護サービスを利用して住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう介護を社会全体で支える制度です。介護サービスにかかる費用は、介護保険料と公費（税金）でまかなわれ、全体の50%を国・県・市の公費で負担します。残りの50%のうち20%を65歳以上のかた、30%を40歳から64歳までのかたに保険料として負担いただきます。40歳から64歳までは、加入している健康保険（社会保険や国民健康保険）の中に含めた形で徴収されますが、65歳になると、健康保険料に含めた形ではなく、単独で市へ納めるようになります。今回は、65歳以上のかたの介護保険料の納付についてお知らせします。

## 65歳以上のかたの 保険料の納め方

65歳以上のかたの介護保険料は、前年の所得（収入）と世帯の住民税課税状況に応じて決定されます。（表1参照）

所得等が確定し、今年度の保険料が決定されるまでは、前年度の保険料を基に「仮徴収」として徴収されます。保険料が決定すると、決定した保険料から「仮徴収」の額を差し引いた残りの額を「本徴収」として納めていただきます。（表2参照）  
保険料の徴収方法には、特別徴収と普通徴収があります。

「特別徴収」は、年金天引きのことで、年6回、偶数月に年金から保険料を天引きします。仮徴収は4月・6月・8月・10月・12月・2月となります。

「普通徴収」は、納付書払いのことで、年6回の納期に納付いただきます。なお、口座振替登録のあるかたは、納期限日に口座振替となります。仮徴収は第1期・第2期、本徴収は第3期～第6期となります。

65歳に到達したときや新たに那珂市へ転入したときは、普通徴収となります。その後、年金額・年金の住所地が那珂市である等、一定の条件がそろつと半年から一年の間に年金天引きが開始されます。その際、ご本人による手続きは、必要ありません。

## 8月に今年度保険料を 通知します

今年度の保険料は8月に決定します。特別徴収のかたへは特別徴収開始通知書、普通徴収のかたへは納入通知書を8月中旬に送付します。例年、特別徴収開始通知書は、9月に通知していましたが、今年度は普通徴収と同様に8月中旬に送付します。

なお、特別徴収開始通知書には、今年度の保険料の他に来年度の仮徴収額も記載されています。

## 今年度65歳に 到達されるかた

65歳以上のかたの保険料は、65歳に到達した月から納付することになりますが、4月から8月に到達されるかたは、仮徴収は行わず、本徴収が開始される8月中旬に納入通知書を送付します。

9月以降に65歳に到達されるかたは、65歳到達月に納入通知書を送付します。

## 特別徴収の 開始時期について

特別徴収の対象者については、毎年4月に厚生労働省等が把握しています。把握された対象者に対して、10月・12月・2月の本徴収期間と翌年度の4月・6月・8月の仮徴収期間に特別徴収が行われます。

### ◆新規で対象となるかた

- 65歳に到達したかたや那珂市へ転入したかたなど、新たに特別徴収の対象となるかたは、厚生労働省等が偶数月ごとに対象者として把握し、特別徴収が開始されます。
- 4月に対象者として把握されたかた  
↓ 10月から特別徴収開始
  - 6月・8月・10月に対象者として把握されたかた  
↓ 翌年4月から特別徴収開始
  - 12月に対象者として把握されたかた  
↓ 翌年6月から特別徴収開始
  - 2月に対象者として把握されたかた  
↓ 8月から特別徴収開始



◆表1 65歳以上のかたの介護保険料

保険料 段階区分	対 象 者	保険料	
		年 額	月 額
第1段階	生活保護受給者、住民税非課税(世帯)かつ老齢福祉年金受給者	20,760円	1,730円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入と合計所得金額が80万円以下のかた	20,760円	1,730円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって第2段階に該当しないかた	33,240円	2,770円
第4段階	住民税課税世帯で本人が市民税非課税のかた	46,200円	3,850円
	※第4段階のうち前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	※軽減該当 42,000円	※軽減該当 3,500円
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満のかた	53,520円	4,460円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満のかた	61,440円	5,120円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上のかた	75,720円	6,310円

◆表2 仮徴収期間と本徴収期間

納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
特別徴収	← 仮徴収 →			← 本徴収 →		
納 期	1期	2期	3期	4期	5期	6期
納期限日	4/30	6/30	8/31	11/2	12/25	3/1
普通徴収	← 仮徴収 →			← 本徴収 →		

※特別徴収と普通徴収では、仮徴収・本徴収期間が異なります。

問い合わせ  
 介護長寿課 介護保険グループ  
 ☎ 298・1111  
 (内線 134・135)

五台地区

区名	区長	副区長
野 仲	車田 務	山田 均
上 宿	寺門 隆	増子 孝之
中 宿	三田寺正義	海野 安夫
田 向	○井上 清	嶋志田 弘
後 台 3	鈴木 重夫	高橋 昌三
中 台 1	後藤 和夫	石井 信行
中 台 2	菊池 義敬	江面 遠
中台津田	◎根本 良久	石川 孝次
東 木 倉	海老澤季雄	井上 義男
西 木 倉	○高橋 正夫	山田 満彦
豊 喰	宮田 経詔	坂本 龍男

戸多地区

区名	区長	副区長
下 江 戸	◎小貫 忠雄	小貫 暎夫
大 内	秋山不二夫	大曾根一夫
田 崎	○小堆 幹治	小瀧 辰雄
立 石	美山 哲男	小田部陽一郎
宿	檜山 英治	檜山 忠雄
若 宮	○大武 文雄	助川 良一
中 谷 原	水野 一男	大場 昶昭

芳野地区

区名	区長	副区長
第 1	○木名瀬正造	小林 征夫
第 2	鈴木 重成	青山 和久
第 3	◎吉野 四郎	古橋司農夫
第 4	高畠 清秀	高畑 精一
第 5	○野坂 登	和田 正國
第 6	横山 和雄	間宮 孝行

木崎地区

区名	区長	副区長
第 3	鈴木 隆	箕川 貢雄
第 4	○澤幡 祝行	仲田 精
第 5	○海野 藤男	初瀬喜一郎
第 6	中井川喜作	中井川恭之
第 7	會澤 光一	會澤 功
第 8	◎鈴木 秀義	鈴木 功
第 9	稲田 守	檜山 克之
第 10	袴塚 正浩	片岡 英明

瓜連地区

区名	区長	副区長
静	○金子 巖	小沼 浩
下 大 賀	寺門 征也	飯田 士朗
瓜 連 上	和田 善一	渡辺 久雄
瓜 連 中	萩野谷孝夫	関谷 紘一
瓜 連 下	秋野 一郎	中井川明夫
古 徳	佐藤 衛	寺門 正行
中 里	○小环 宏治	小沼 永治
鹿 島	高畑 誠	萩野谷 榮
平 野 1	松川 明男	赤川 博
平 野 2	◎谷島 貞男	堀江 優
平 野 3	小野瀬一則	和久 幸夫

◎：地区会長 ○：地区副会長および理事

神崎地区

区名	区長	副区長
本 米 崎	稲川 良一	武藤 等
向 山	◎小澤 一夫	小田倉壽治
横 堀	○中庭 純	生田目搦雄
堤	小川 静也	小蘭井秀男
杉	○大森 健一	木野内忠雄

額田地区

区名	区長	副区長
第 1	○檜村 紀男	船橋 進
第 2	小林 保久	小泉 正宏
第 3	関 毅	平山 弘治
第 4	箕川 敏男	川又 隆一
第 5	◎中嶋 紀夫	川崎 保道
第 6	○宮崎 勝文	鈴木宇一郎

菅谷地区

区名	区長	副区長
鷺 内	加藤 護	加藤 進 安藤 武喜
東 組	○赤津 忠昭	宮田 正紀 土屋久二男
寄 居	平野 建一	荒木 武平
仲 之 内	赤津 健次	成田 義美
堀 之 内	堀江 信一	磯崎 弘郎
下 宿 下	檜村 富雄	平野 重雄
下 宿 上	○横須賀 昭	古屋 薫
中 宿	高村 忠夫	松田 正紀 寺門 喜勝
上 宿 1	柏村 國勝	軍司 秀文
上 宿 2	川野 勝行	照沼 捷
上 宿 3	宇佐美健一	秋葉 昭
一 の 関	小橋 順	卜部 一弘
原 福 田	◎高橋 脩	寺門 勝一
仲 福 田	吉原 良一	海野 彰彦
下 福 田	後藤 衛	助川 俊彦
かしま台	坏 幸	小池 三男
ときわ台	飛田 捷	北島 公則

■区長・副区長さんは、地域のまとめ役  
 区長・副区長さんは、市民の皆様が住むそれぞれの地域においてのまとめ役や、行政との間をつなぐパイプ役を担っていただいているかたです。市内には71の行政区があり、71人の区長さんと74人の副区長さん（菅谷地区の鷺内区、東組区、中宿区は2人）がいます。

■区長・副区長さんの業務  
 区長・副区長さんの主な仕事は次のとおりです。  
 ○市の行う各種業務の一部の援助および協力  
 ○市から住民へ伝達する事項の周知徹底の協力および援助  
 ○地区住民の要望、意見等を聴取して市への伝達  
 ○地区全体の問題について、市との連絡調整

地域のまとめ役

区長・副区長さんを紹介します

問い合わせ  
 市民協働課市民活動グループ  
 ☎298・1111  
 (内線263・265)

## 特別児童扶養手当とは

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭において監護している父、もしくは母、または父母に代わってその児童を養育しているかたが受給できる手当です。手当には、障害の程度により1級、2級があります。該当となる障害の程度は右表のとおりです。ただし、次の場合は受給資格に該当しません。

- ・児童および父、母または養育者が日本国内に住んでいないとき
- ・児童が障害による公的年金を受給することができるとき
- ・児童が児童福祉施設（ただし、保育所・通園施設・肢体不自由児への短期母子入所を除く）に入所しているとき

なお、特別児童扶養手当は児童扶養手当、子ども手当、障害児福祉手当との併給が可能です。

## ○手当額および支払月

	手当月額 (児童1人につき)	支払月 (支給対象月)
1級	50,750円	4月(12～3月分) 8月(4～7月分)
2級	33,800円	11月(8～11月分)

## ■所得による支給制限

請求者や配偶者および扶養義務者の所得が所定の限度額を超えている場合は、手当を受給することができません。

## ■申請について

この手当を受けるためには、申請が必要です。

申請は、市役所1階の社会福祉課で受け付けています。手当は申請のあった翌月分から該当となります。申請時に必要な書類は次のとおりです。

- ・認定請求書
- ・請求者と対象児童の戸籍謄本
- ・請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票
- ・診断書（障害によって所定の様式があります）
- ・振込先口座申出書（請求者名義の口座）
- ※通帳（請求者名義）

認定請求書、診断書、振込先口座申出書などの所定の様式は社会福祉課にありますので、お問い合わせください。また、平成22年1月1日現在で那珂市にお住まいでなかった場合は、平成22年度の所得証明書等が必要となります。

## ○手当の該当となる障害の程度

1級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級(内部的疾患含む)程度に該当するかた</li> <li>・療育手帳の判定が㊤・A程度の知的障害である場合または同程度の精神障害がある場合</li> </ul>
2級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の判定がおおむね3級(内部的疾患含む)程度に該当するかた</li> <li>・療育手帳の判定がB程度の知的障害である場合または同程度の精神障害がある場合</li> </ul>

※障害の程度はおおむね上記のとおりですが、身体障害者手帳または療育手帳をお持ちでないかたも、上記と同程度(国民年金の障害等級における1・2級と同じ)と診断されれば、該当となります。

※障害が重複する場合は、それぞれの障害程度を総合的に確認し、手当の等級が認定されます。身体の機能障害、病状または精神障害でそれぞれ単独の診断書で受理しても等級の認定に影響がない場合には、単独の障害での申請となります。

なお、診断書は次の場合において省略することができます。(手帳の写しを添付)

○療育手帳の判定が㊤・Aの場合

※判定月の当月または翌月申請に限る

○身体障害者手帳（内部障害を除く）の等級（複数障害がある場合は障害ごとの等級）が1からおおむね3級の場合

## 現在、受給しているかたは 所得状況届の提出が必要です

手当を受給しているかたは（支給停止のかたも含む）、毎年、所得状況届を提出することになっています。これによって、8月分以降1年間の手当支給の可否が決定されますので、社会福祉課から通知がありましたらご提出ください。

# ◆◆児童扶養手当について◆◆

## 児童扶養手当が父子家庭の皆様にも支給されます

平成22年8月1日から、母子家庭にのみ支給されていた「児童扶養手当」が、父子家庭にも支給されることになりました。児童扶養手当を受給するためには、市への申請（認定請求）が必要となります。

なお、認定請求に際しては、戸籍謄本や住民票が必要となります。

また、この手当には所得制限がありますので、所得金額によつては、全額停止となる場合もあります。詳しくは、こども課までお問い合わせください。

### ■児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

### ■父子家庭の支給要件

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 母親が死亡した児童
- ③ 母親が一定の障害の状態にある児童
- ④ 母の生死が明らかでない児童

⑤ その他（母が1年以上遺棄している児童、母が1年以上拘禁されている児童）

### ■手当の月額

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する児童の数や受給資格者の所得等により決定されます。

- 児童1人の場合  
全部支給…4万1720円、一部支給…4万1710円～9850円
- 児童2人以上の加算額  
2人目…50000円、3人目以降1人につき30000円

### ■手当支払時期

4月・8月・12月（各11日）  
手当は認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回支払月の前月までの分が支払われます。

### ■父子家庭のかたの受給申請

○すでに父子家庭として支給要件に該当しているかたは、平成22年8月1日以前でも申請ができます。  
○平成22年11月30日までに申請したくたと、次の扱いとなります。

- ① 平成22年7月31日までに支給要件に該当しているかた↓11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。
- ② 平成22年8月1日以降、11月30

日までに支給要件に該当したかた↓11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

※8月～11月分が支給されるのは12月です。

### ■所得の制限

○受給資格者および同居の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟など）の前年所得がそれぞれ下表額以上であるときは、その年度（8月から翌年の7月まで）手当の一部または全部の支給が制限されます。

### ■認定後の届出義務

○毎年7月31日現在、児童扶養手当を受けていたかたは、『児童扶養手当現況届』を提出する必要があります。現況届は、毎年8月1日現在における状況を記載し、児童扶養手当を引き続き受給できる要件があるか確認するためのものです。

なお、新規申請となる父子家庭のみなさまについては、平成22年8月1日以降からの支給になりますので、今年度の現況届の提出は必要ありません。

### ■申請先

市役所こども課（市役所本庁2階）

平成22年度所得制限限度額(平成22年8月分～平成23年7月分)

所得 扶養親族数	本人		扶養義務者・配偶者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	2,090,000円	3,820,000円	4,260,000円

問い合わせ

こども課子育て支援グループ

☎298・1111

(内線252～254)

# 協働のまちづくり Q & A

問い合わせ

市民協働課市民活動グループ

☎298・1111

(内線263・265)

このコーナーでは、「市民との協働のまちづくり」について、市民の皆様から寄せられた質問とその回答についてお知らせしています。

## 質問

①

自治組織制度(自治会制度)はいつから始まるの？

## 回答

平成23年4月に市内一斉に自治組織制度をスタートする予定です。現在は、地区まちづくり委員会設立にむけ、市内8地区(神崎・額田・菅谷・五台・戸多・芳野・木崎・瓜連)で準備委員会が発足し、移行に向けての話し合いが行われているところです。また、自治会設立のための移行準備は、各区で正副区長さんを中心に話し合いが進められています。



## 質問

②

地区まちづくり委員会の準備委員会の委員はどういう人がなっているの？

## 回答

地区まちづくり準備委員会の構成員は、地区によって違ってきますが、正(副)区長、分館長、分館派遣主事、民生委員、青少年相談員、学校長、PTA代表、子ども会育成会の代表、市民活動団体の代表など、地域で行われている活動や事業、抱えている問題等の実情を把握しているかたがたが中心に選ばれました。

委員の人数は地区ごとに異なりますが、20〜35人となっております。地区まちづくり委員会は、各自治会や、地区内で活動している多くの市民活動団体、事業者などをネットワーク化した組織です。現在、各分館や3支部(体育協会・青少年育成那珂市民会議・明るく住みよい那珂市民運動推進協議会)で行っている事業を委員会が引き継いで行うようになります。

\*昨年12月に市が策定しました「那珂市協働のまちづくり指針」、本年3月に制定しました「那珂市協働のまちづくり推進基本条例」、「まちづくり出前講座メニュー」は、那珂市ホームページ上でもご覧いただけます。

## 公共施設に花のプランターを



5月28日、那珂市農業後継者クラブの皆さんから、那珂市役所、中央公民館、図書館、瓜連支所等、市内公共施設計10箇所に、センパーベコニアのプランター52鉢が寄贈されました。那珂市農業後継者クラブの皆さんの会員数は15人で、農業の職種は、花、果物、野菜、畜産等さまざまです。この事業は年に1回、20年以上も続けられています。皆さんの熱心な活動が、那珂市の公共施設に潤いを与え、人々の目を楽しませています。

## 戸崎地区子どもを守ろう会 通学路の草払い



結成から5年目に入った戸崎地区子どもを守ろう会が、6月初旬、時間の合間を使って地区内の通学路を三ルートに分けて草払いをしました。生い茂る草で狭まる歩道の草を払い、安全に通学できるようにと始められ、毎回、登校する子供たちを見送った後に作業を行ったきた会員たちは「きれいになった通学路を気持ちよく登下校する子供たちの姿を想像することも楽しみの一つです」と話していました。

## 第47回粟原釣り大会



粟原釣場（那珂市・常陸太田市）で5月30日、第47回釣り大会が開催されました。毎年恒例の今大会には、小中学生・大人の約100人が参加しました。大会は、ふなの部、雑魚の部に分けて、釣った魚の一匹の長さや重さを競い合いました。参加した大人も子どもたちも、大物を釣ろうと魚釣りに集中しこの日の釣果を楽しみました。見事入賞した皆さんには、それぞれ賞状や記念品が贈られました。

## 音楽鑑賞で深めよう地域の絆



6月2日、額田小学校で、ギター・フルート奏者の村上守さん、真理子さんを迎え、児童がいきいきサロンのかたがたと音楽鑑賞をする交流会が行われました。村上さんは「となりのトトロ」や、盲導犬のユズへの想いを込めたオリジナル曲「ユズよかったね」など6曲を演奏しました。会場からは手拍子が起こるなど、児童も高齢者のかたも優しい音楽の調べを存分に堪能した様子でした。

## 第41回交通安全子ども自転車那珂地区大会



第41回交通安全子ども自転車那珂地区大会(那珂警察署、那珂地区交通安全協会主催)が6月11日、那珂総合公園アリーナで開催されました。大会には市内の各小学校から代表4人、計44人が参加し、選手たちは学科、安全走行テスト、技能走行テストで、自転車の正しい運転の仕方や技術などを競い合いました。今回優勝した菅谷東小チームは、7月1日、ひたちなか市で開催された茨城県大会に那珂地区代表として出場しました。

## 藤田父子顕彰碑の解説板と案内板を設置



那珂市飯田を先祖の地とする水戸藩の学者・政治家として活躍した藤田幽谷・東湖父子。二人の顕彰碑は、幕府や他藩の人々にまで大きな影響を与えた父子の精神を承けて、迫り来る国難を乗り越えようと昭和12(1937)年に建てられました。このたび、地元有志により新しく顕彰碑の解説板と、顕彰碑までの案内板が設置され、今日の幕末ブームもあり、市内外から多くのかたが訪れています。

## 森林を保護し育成するために



6月21日、森林ボランティアの皆さん8人が、市有林(那珂市古徳古道周辺 檜の森林)の間伐作業、下草刈等を行いました。森林ボランティアとは、森林保護・育成活動を自主的に行う市民グループです。ボランティアの皆さんは、市有林の多すぎる檜の木を伐採、枝打ち、下草刈を行い、残った木々に陽光を与えました。ボランティアの皆さんは、これからも森林保護・育成活動に力を尽くしていきます。

## 悪質商法に注意！被害者となる前に



6月24日、ふれあいセンターごいで、地域包括支援センター主催による相談協力員研修会が「高齢者を狙う悪質商法と対処法」と題し開催されました。  
講師に茨城県消費生活センターの草野多美子先生を迎え、相談件数の多い内容をもとに、悪質業者の巧妙な手口の数々を取り上げ、皆さんはその対処法や心構えなど、被害者を増やさないための知識と理解を高めました。

### 下水道に早めの接続を

公共下水道および農業集落排水の下水道工事が終わった地域では、台所・洗濯・風呂・水洗便所から出る汚水は下水道に直接流すことができます。

市では、このような下水道を使えるようになった区域(処理区域)の家庭、事業所にできるだけ早く下水道に接続をお願いしています。

皆さんの生活環境の改善と河川や排水路等の水質保全の観点から、未接続のかたは下水道へ遅滞なく接続をお願いします。

下水道接続については、那珂市排水設備指定工事店(那珂市ホームページに掲載)または、次までご相談ください。

問い合わせ／

市下水道課工務・管理G

☎298-1111 内線8374

### 自分の知識や技術を活かし 開発途上国で貢献したい！



6月16日、(独)国際協力機構(JICA)からシニア海外ボランティアとして派遣される安田勝さん(菅谷、写真中央)が小宅市長を訪問しました。マレーシア・サラワク州河川審議会で、日本の技術を導入し業務の効率化および技術者の育成が期待されています。

安田さんは、「自分のこれまでの経験と知識を役立てたい」と抱負を語っていただきました。

### ご協力ありがとうございます 善意銀行へ

5月15日～6月14日(敬称略)

かねこ印刷 100,000円  
野木 利三郎 10,000円

※善意銀行の寄付は、那珂市社会福祉協議会でお受けしています。  
☎298-8881

### 人の動き

那珂市の人口(6月1日現在)

※( )内は前月比

男 27,624人 (-1)  
女 28,482人 (-14)  
計 56,106人 (-15)  
世帯数 20,790世帯 (-2)

○出生 28人 (5月1日～31日)  
○死亡 43人



### 国保ミニ情報

○那珂市国保の加入者数 15,815人  
(平成22年5月末現在・

前月比19人減少)

○那珂市国保が医療費の一部として支払った金額 2億8,617万円

(平成22年5月・

前月比2,710万円増加)

※皆さんの日頃の健康づくり、病気予防の心がけが医療費の増加、ひいては国保税の増額を抑えることにつながります。ご協力をお願いします。

### 今月の納税

○固定資産税・都市計画税 2期

○国民健康保険税(普通徴収)

1期

○後期高齢者医療保険料(普通徴収)

1期

納期限：8月2日

■市税の納付は口座振替で

市税の納付には、便利で確実な口座振替制度がありますので、どうぞご利用ください。

詳細については、下記までお問い合わせください。

問い合わせ／市収納課収納G

☎298-1111 内線172・173

### 図書館カレンダー

# 8月

August

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

休館日

●市役所の電話番号  
☎298-1111 (代表)

●ホームページ URL  
http://www.city.naka.lg.jp

●メールアドレス  
kikaku@city.naka.lg.jp

●おしらせ版

市では、「広報なか」のほかに、「おしらせ版」(月3回(ただし、5月、8月、1月は月2回))を発行しています。このコーナーではその一部を掲載していますが、「おしらせ版」も併せてご覧ください。



## 8月の休日当番医

- 1日 埴内科消化器科 (後台)  
☎295-2110
- 8日 ルリア記念クリニック(中里)  
☎296-3333
- 15日 那珂記念クリニック (中台)  
☎353-2800
- 22日 ののがき脳神経外科クリニック (中台)  
☎352-0555
- 29日 岡田クリニック (後台)  
☎270-8188

■診療時間/9:00~11:30

※受診の際、必ず当該医療機関へ電話で問い合わせください。

※診療時間外は、「茨城県救急医療情報コントロールセンター」(☎241-4199)、または「那珂市消防本部」(☎295-2111)へお問い合わせください。

## 那珂市民憲章

わたしたち那珂市民は、那珂・久慈の清らかな流れと豊かな緑に恵まれた郷土を愛し、市民としての誇りを持ち、明るく住みよいまちをめざします。

- 一 すこやかな心と体をつくりましょう
- 一 伝統を大切にし教養をふかめましょう
- 一 助け合い思いやる心をもちましょう
- 一 きまりを守り安全を心がけましょう
- 一 自然を愛し資源をいかしましょう

### 法律相談

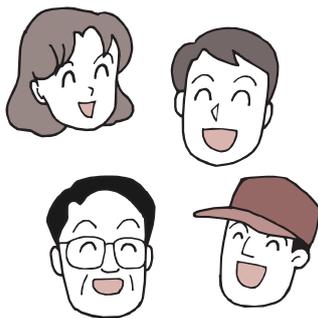
日時/8月3日(火) 13:00~17:00  
場所/市役所(本庁)1階 市民相談室  
相談員/弁護士  
申込方法/事前に次まで予約してください。

申し込み・問い合わせ/  
市秘書課市民相談室  
☎298-1111 内線117

### 心配ごと相談

日時/8月4日(水)、18日(水)、  
25日(水)  
いずれも9:00~15:00

場所・問い合わせ/  
那珂市社会福祉協議会(市総合保健福祉センター「ひだまり」内)  
☎298-8881



### 「青少年の健全育成に協力する店」登録等のお願い

那珂市では、青少年のための社会環境浄化に向け、青少年に関係の深い店舗の協力を得るため、「青少年の健全育成に協力する店」への挨拶まわりを実施しています。今年度も、制度の趣旨説明や啓発リーフレット等を持参し、未登録店舗への加入拡充と既登録店舗への継続的な協力をお願いするため、青少年健全育成関係団体の代表が各店舗へお伺いします。

この挨拶まわりが、青少年の非行防止と青少年の健全育成に関する情報交換の場となりますよう、ご助言とご協力をお願いします。

日時/8月2日(月)  
13:30~

場所/市内全域

※店舗店主不在により指定日時にお会いできない場合は、後日お伺いします。

問い合わせ/  
市生涯学習課社会教育G  
☎298-1111 内線8283  
FAX296-3177



# Doctor-Heli

## 茨城県ドクターヘリ運航開始

7月1日から空を飛ぶ救命救急センターとしてドクターヘリが運航を開始しました。

ドクターヘリとは、救急用の医療機器を装備して救命救急センターに常駐し、消防機関・医療機関等からの出動要請に基づき、救急医療の専門医師・看護師が同乗して救急現場に向かい、現場から最適な医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことのできる専門のヘリコプターです。

### ◆ドクターヘリの必要性

- 救命率向上と後遺障害軽減
- 医師による救急現場での確かな医療
- 機動性を発揮した迅速な対応
- 県民が安心できる救急医療体制の実現

### 問い合わせ

茨城県保健福祉部医療対策課

☎ 301-3186

那珂市消防本部 警防課

☎ 295-2115



## Cook



ヘルスメイトさんが作る健康料理<sup>59</sup>

### 焼き豆腐入り中華風スープ

#### ■材料（4人分）

- 焼き豆腐1丁……………300g
- わかめ(塩蔵)……………16g
- にら……………1/2束
- 干しいたけ……………2個
- 煮干し……………5～6尾
- しょうがの薄切り……………5～6枚
- 塩……………小さじ1
- しょうゆ……………小さじ1
- 片栗粉……………大さじ1
- ごま油……………適量

#### ■作り方

- ①鍋に水3カップと干しいたけ、煮干し、しょうがを入れて20分ほど置く。わかめはさっと洗い、水に5分ほど浸してもどし、水気を絞って食べやすく切る。にらは長さ4～5cmに切り、焼き豆腐は小さめの一口大に切る。
- ②しいたけが柔らかくなったらいったん取り出し、石づきを取って薄切りにし、再び鍋に戻し入れて中火にかける。煮立ったら煮干しを取り出し、アクを除く。
- ③焼き豆腐、塩を加えてさらに煮る。再び煮立ったら、にらとわかめ、しょうゆを加える。
- ④片栗粉を同量の水で溶いて回し入れ、手早く混ぜてとろみをつける。器に盛ってからごま油を少々ふる。

### 今月のヘルスメイトさん



那珂市食生活改善推進員  
連絡協議会

横立 洋子さん  
平野(高齢食部会)

■家にある材料で手軽にできるスープです。カルシウム豊富な焼き豆腐は、煮崩れがしないので簡単にできます。もやしや、他のきのこ類をプラスしたり、焼き豆腐のかわりに木綿や絹ごし豆腐を使っても良いです。





君嶋 康次さん(26歳) 下大賀

さわやかさん 66

### 地域の「縁の下の力持ち」になるために

現在、私は議員秘書として、茨城と東京を往復する日々を送っています。野球部に在籍していた大学2年生の時、自分には「縁の下の力持ち」のような仕事に向いているのではないかと感じ、マネージャーに転向しました。そして就職活動の最中に、参議院議員選挙が近づいていることを知り、元々政治に興味があった私は、「これだ!」と思い、秘書として勉強する道を志し、議員事務所の門を叩きました。

秘書は複数人いて、それぞれ役割分担されています。一年半ほど前から、私は議員に同行する役割となりました。常に行動を共にするうちに、自分は議員の看板をも背負っているのだという自覚が強まり、以前よりも自らの行動に責任を持つようになりました。議員の背中を見て学んでいることや、毎日の貴重な体験を、将来は那珂市の発展のために生かしたいと考えています。

素直な子に育ってください



ともか 瀬谷朋花ちゃん 5/23 生まれ 父・圭一さん 母・和江さん(杉)

すてきな女性になってね



みなみ 山田美波ちゃん 5/13 生まれ 父・瑞彦さん 母・絵美さん(本米崎)

明るく元気でいてね



けいじろう 石川慶次朗くん 5/25 生まれ 父・誠さん 母・僚子さん(平野)

HAPPY BIRTHDAY!!



はじめてのたんじょうび

ご家族からのメッセージ



### 表紙の裏側

さんさん 燦々と太陽の日差しを受けた、晴れた日の菅谷幼稚園の様子です。

暑さも気にせずシャボン玉や遊具などで元気に遊ぶ子どもたちに、夏の楽しみプールが登場しました。みんなでお掃除をがんばった子どもたちは、きれいになったプールに入れる日が待ちきれない様子でした。〔6月17日〕

ヘルスメイトさんが作る 健康料理



焼き豆腐入り中華風スープ

※レシピは14ページに記載